

時短要請協力金について

	京都府による要請 (新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)		緊急事態宣言に基づく要請【今回】 (緊急事態措置協力金)
	第 1 期	第 2 期	
期間	12月21日(月)～1月11日(月) 【22日間】	1月12日(火)～1月13日(水) 【2日間】	1月14日(木)～2月7日(日) 【25日間】
対象地域	京都市内		京都府内全域
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店		飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）
要請内容	午前5時～午後9時の間の営業を要請		午前5時～午後8時の間の営業を要請 (酒類の提供は午前11時～午後7時)
対象者	中小企業・団体、個人事業主		企業・団体、個人事業主 (※規模の限定なし)
実施要件	遅くとも12月25日(金)～	遅くとも1月13日(水)～	時短協力開始日～
受付期間	1月12日(火)～2月1日(月)	2月8日(月)～3月12日(金)	
備考	第2期、緊急事態措置協力金の両方申請する場合は、 緊急事態措置協力金の提出資料の一部を省略可		